

## 「和歌山県統合型リゾート(IR)説明会」(県内7カ所開催) 質疑応答の概要

### 【県の取組・構想に関すること】

- Q. IRカードがなくとも、マイナンバーカードのみの運用でカジノの運営ができないか。
- A. マイナンバーカードには現金のチャージ機能がなく、ギャンブル依存症や破産への対策として賭け金のコントロールを行うためにはIRカードの運用も必要になる。
- Q. 海南の関西電力発電所跡地をIRに活用する予定はないのか。
- A. 現在想定していないが、IR区域に隣接しているためIR事業者が利用を希望する可能性はある。
- Q. 基本構想の中にラスベガスのIRがないのは何故か。
- A. マカオもそうだがラスベガスも1カ所に何十ものカジノが集積しており、1カ所に1カジノの日本型IRの例として用いるのは不相当だと考えているため、記載していない。
- Q. 平成16年に和歌山社会経済研究所がIRの立地の適地として白浜空港跡地を示したにも関わらず、何故県はマリーナシティへのIR誘致を目指しているのか。
- A. 県がIR事業者にマリーナシティ・コスモパーク加太・白浜空港跡地の3カ所を候補地として示した結果、すべてのIR事業者がマリーナシティでの事業を希望したからである。
- Q. リゾート型IRと都市型IRの違いは何か。
- A. リゾート型IRが国際会議やコンサート、アミューズメントがメインである一方で、都市型IRは展示会やビジネスでの利用がメインとなるものである。

### 【交通アクセスに関すること】

- Q. 交通渋滞が懸念されるがどう対策をするのか。
- A. 現在交通量調査を行っているところである。どのような施設ができるかで来場者数が変わるので、IR事業者の計画を見たとうえで、地域住民の皆様にご迷惑をかけないよう対策をしていく。また、渋滞のピークををずらすアプリの導入なども検討している。

### 【災害対策に関すること】

- Q. 津波など防災対策についてどう考えているか。
- A. 津波の浸水想定などをIR事業者に示し、災害対策を踏まえた設計を求める。

### 【地域の合意形成に関すること】

Q. 海南省は区域整備計画の作成時における協議が必要な立地市等に含まれているのか。また、公聴会を開催していただけるのか。

A. 法定手続の対象自治体ではないが、最も影響がある市町村なので、十分な意見交換を行う。公聴会について詳しいことは決まっていないが、できるだけ幅広いご意見をいただけるように行っていく必要があると考えている。

Q. 立地市である和歌山市と取組のスケジュールをどう合わせるのか。

A. 市長は同意・不同意の判断をした上で市議会にも諮ると発言されているため、市議会のスケジュールも見て調整し取組を進めてゆく。

Q. 県民の意見を聞く必要のある事業だと思うが、どのタイミングで聞くとつもりか。

A. 区域整備計画の作成時に公聴会の開催やパブリックコメントを実施する予定である。また、区域認定の申請の際には県議会の議決が必要であり、そこで県民の皆様のご意見を反映することになる。

### 【依存症や治安の悪化などの社会的リスクに関すること】

Q. 自殺の原因がギャンブル依存症だと調べることはできるのか。

A. 因果関係がわかるものがあるかは存じ上げない。

(後日確認したところ、警察庁が集計している自殺に関する原因・動機に関する統計の分類として「ギャンブル依存症」という項目はない。現行の統計では、ギャンブル依存症に関連する自殺については「経済・生活問題」の中のいずれかの項目、「負債」や「借金の取り立て苦」に分類されているのではないかと考えられる。また、厚生労働省による自殺に関する統計も警察庁の統計に基づいており同様である。)

Q. 日本人だけに厳しいカジノ規制がかけられるが、外国人による犯罪増加の心配はないのか。

A. 日本人に厳しい規制がかけられているのは、頻繁に来場が可能だからである。犯罪増加を防ぎ治安を維持するためにIR事業者は保安員を配置する。また、自治体も警察と連携し、必要に応じて警察署の設置などを検討していく。

Q. 将来IR事業者が撤退しマリーナシティに廃墟が残る可能性はないか。

A. 可能性はあるが、IR事業者も安定的な運営が可能との見込みをつけ多額の投資をすることを考えている。仮にIR事業者が撤退した場合、引き継げるIR事業者を探す必要もあると考えている。

## 【その他】

Q.障害者などが排除されないようなIRをお願いしたい。

A.IRに限らず障害のある方を排除せずに誰もが社会参加できるよう県として取り組む。

Q.景勝地和歌浦の景観を施設が損ねることにならないのか。

A.周辺の景観と合致するデザインの施設をIR事業者には求める。

Q.どこの国のIR事業者が事業をするのか。海外の事業者であれば、利益はその国に行くのか。

A.海外のIR事業者である。納付金や入場料、税金、MICE施設の運営費などを引いた分が、IR事業者の利益となる。